

青森県報

第二百八十二号

令和三年
三月十二日
(金曜日)

目次

- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 一
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… (林政課) …… 二
- 公共測量の終了…………… (監理課) …… 二
- 公 告
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構造政策課) …… 二
- 県営土地改良事業計画の変更の決定…………… (農村整備課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三

公安委員会

- 青森県警察組織規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 四
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (初心者)…………… (生活安全課) …… 六
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (経験者)…………… (同) …… 六

告

示

青森県告示第百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
裕有限会社大目一七の六	青森市富田一丁目一七の六	就労継続支援B型	チヨコわつとく	弘前市大字和徳町三三四	令和三年三月十一日

青森県告示第百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人愛生会	五所川原市大字金山字千代鶴一四二	居宅介護	青松園ヘルパーステーション	五所川原市大字金山字千代鶴一四二	令和三年三月三十一日
社会福祉法人愛生会	五所川原市大字金山字千代鶴一四二	重度訪問介護	青松園ヘルパーステーション	五所川原市大字金山字千代鶴一四二	〃

青森県告示第百七十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字狩場沢字関口一〇八の一〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農

林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字狩場沢字関口一〇八の一〇（次の図に示す部分に限る。）

三 保安林として指定された目的

公衆の保健

四 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字関口一〇八の一〇（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百七十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

令和二年五月十八日から令和三年二月二十四日まで

四 測量の地域

青森市

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和三年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南津軽郡田舎館村大字川部字下船橋三三の一	田	一、九二三

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和三年四月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

十一万八千円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方務局弘前支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成二十九年十一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、下北北部地区の県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(ほ場整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査

請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年三月十五日から同年四月九日まで

三 縦覧の場所

大間町役場

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、下北北部地区の県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農業用排水施設整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和三年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年三月十五日から同年四月九日まで
縦覧の場所
三 縦覧の場所
大間町役場及び佐井村役場

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第一号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(総務課)</p> <p>第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>〔一〇略〕</p>	<p>(総務課)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇同上〕</p>

〔号を削る。〕

(教養課)

第五条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

〔一〇五 略〕

六 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

(生活安全企画課)

第九条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

〔一〇四 略〕

五 銃砲刀剣類及び火薬類、高压ガス、放射性物質その他の危険物に関すること（捜査第二課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。）。

〔六〇八 略〕

(保安課)

第十条の三 保安課においては、次の事務をつかさどる。

一 〔略〕

二 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。

〔三〇九 略〕

(刑事部の分課)

第十一条 刑事部に次の五課並びに科学捜査研究所及び機動捜査隊を置く。

十一 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

(教養課)

第五条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

(生活安全企画課)

第九条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 銃砲刀剣類及び火薬類、高压ガス、放射性物質その他の危険物に関すること（組織犯罪対策課及び警備第二課の所掌に属するものを除く。）。

〔六〇八 同上〕

(保安課)

第十条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

〔三〇九 同上〕

(刑事部の分課)

第十一条 〔同上〕

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

捜査支援分析課

鑑識課

(刑事企画課)

第十一条の二 刑事企画課において
は、次の事務をつかさどる。

〔一〕四 略

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

五〇七 〔略〕

(捜査第二課)

第十一条の四 捜査第二課において
は、次の事務をつかさどる。

〔一〕四 略

五 組織犯罪対策に関する資料及び
情報の収集、整理及び分析に関す
ること(他の所掌に属するものを
除く。)

六 暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律(平成三年法律
第七十七号)の施行に関するこ
と。

七 暴力団に係る犯罪その他の組織
犯罪の取締りに関すること(他の
所掌に属するものを除く。)

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

(刑事企画課)

第十一条の二 〔同上〕

〔一〕四 同上

五 犯罪統計に関すること。

六 刑事資料の調査、収集及び管理
に関すること。

七 情報分析及び捜査支援に関する
こと。

八 手口捜査に関すること。

九〇一 〔同上〕

(捜査第二課)

第十一条の四 〔同上〕

〔一〕四 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八 前二号に掲げるもののほか、暴
力団対策に関すること。

九 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関
する犯罪の取締りに関すること。

十 拳銃その他の銃器に関する犯罪
の取締りに関すること。

(捜査支援分析課)

第十二条 捜査支援分析課において
は、次の事務をつかさどる。

一 捜査支援に関すること。

二 犯罪の情勢及び手口に関する情
報その他の犯罪の捜査に必要な情
報の総合的な分析及びこれに関す
る調査に関すること。

三 犯罪統計に関すること。

四 犯罪による収益の移転防止に関
すること。

五 国際的な犯罪対策に関すること
(他の所掌に属するものを除
く。)

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(組織犯罪対策課)

第十二条 組織犯罪対策課において
は、次の事務をつかさどる。

一 組織犯罪対策に関する資料及び
情報の収集、整理及び分析に関す
ること。

二 暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律(平成三年法律
第七十七号)の施行に関するこ
と。

三 暴力団に係る犯罪の取締りに関
すること。

四 前二号に掲げるもののほか、暴
力団対策に関すること。

五 麻薬、覚せい剤その他の薬物に
関する犯罪の取締りに関するこ
と。

六 拳銃その他の銃器に関する犯罪
の取締りに関すること。

七 国際的な犯罪対策に関すること
(他の所掌に属するものを除
く。)

八 犯罪の収益の移転防止に関する
こと。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第三十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

令和三年三月十二日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 時 間	開 催 場 所
令和三年 六月六日	午前九時から午後 五時まで	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター
七月十四日	〃	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター
八月十六日	〃	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察

署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

令和三年三月十二日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 時 間	開 催 場 所
令和三年 四月二十三日	午後一時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
五月十三日	〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
五月二十八日	〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
六月十九日	午前九時から正午 まで	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター
六月二十四日	午後一時から午後 四時まで	十和田市西六番町一の一 十和田警察署

七月二日	〃	〃	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署
七月十三日	〃	〃	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
七月二十九日	〃	〃	つがる市木造赤根一の四 つがる警察署
八月二十五日	〃	〃	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四 〇七 五戸町ひばり野スポーツ交流センター
九月七日	〃	〃	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署
十月二日	午前九時から正午 まで	〃	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター
十月十四日	午後一時から午後 四時まで	〃	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署
十月二十六日	〃	〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
十一月十三日	午前九時から正午 まで	〃	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
十二月七日	午後一時から午後 四時まで	〃	上北郡七戸町字大沢五七の四九 七戸警察署
令和四年 一月十三日	〃	〃	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
二月十日	〃	〃	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
三月十一日	〃	〃	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
 - 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
 - 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 五 講習修了証明書の交付
- 講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円